

滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱を改正しました。

(平成 27 年 2 月 16 日施行)

滋賀県では、従来より滋賀県暴力団排除条例第 6 条または第 11 条の趣旨に則り、入札等に暴力団等を参加させない旨の条項を設けるなどして排除措置を講じています。

この度、地方自治法施行令が改正され「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者」が一般競争入札に参加できない旨の条項が設けられたことから、県独自の暴力団等を参加させない旨の規定と重複することとなり標記の要綱を改めました。

引き続き、滋賀県では県の事務または事業により暴力団を利することとならないよう必要な措置を講じていきます。

滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (抜粋)

(参加資格)

第 2 条 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者以外の者で競争入札の参加者の資格に関する知事の審査(以下「資格審査」という。)を受け、第 5 条に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者
- (2) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において当該許可、認可等を得ていない者
- (3) 滋賀県財務規則(昭和 51 年滋賀県規則第 56 号)第 195 条の 2 各号のいずれかに該当する者

(平成 27 年 2 月 16 日施行)

地方自治法施行令 (抜粋)

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

(平成 26 年 11 月 1 日施行)

滋賀県財務規則 (抜粋)

(一般競争入札参加の資格)

第 195 条の 2 知事は、令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに定める者のほか、特別の理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争入札に参加させることができない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号。以下「防止法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(防止法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)(同法第 9 条に規定する指定暴力団員を除く。)
- (3) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者(防止法第 32 条第 1 項第 2 号に該当する者を除く。)
- (4) 役員等(入札に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人(防止法第 32 条第 1 項第 3 号に該当する者を除く。)
- (5) 入札に参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
- (6) 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人(防止法第 32 条第 1 項第 4 号に該当する者を除く。)

(平成 27 年 2 月 16 日施行)